

諸外国におけるカーボン・オフセットに関する制度について

英仏政府は、これまでにカーボン・オフセット制度に関するガイドラインを公表しており、豪州等においても検討が開始されている。これら既存のガイドラインを参考に、日本におけるカーボン・オフセットの取組に関連する事項を整理する。

諸外国におけるカーボン・オフセットに関する制度の概要

事項	英国	フランス
ガイドライン策定機関	英国政府環境・食糧・地域省(DEFRA) (現在の気候変動・エネルギー省、DECC)	フランス政府 ¹ エコロジー・持続可能開発省及び環境・エネルギー管理庁(ADEME)
ガイドライン名称	<i>UK Government Quality Assurance Scheme for Carbon Offsetting (Approval requirements and procedures for offset providers)</i> ² (最新版：2009年3月)	<i>Charter for voluntary carbon offsetting</i> ³ (最新版：2008年3月)
制度の形態	認証制度	情報公開制度 一般公開された情報について、一般からの苦情を随時受け付け。 モニタリングオフィス(後述)がランダムに審査を実施。
制度の対象	オフセット商品・サービス (認証制度)	プロバイダー ⁴ (審査項目は第4章に記載) オフセット実施企業・機関(審査項目は第5章に記載) ⁵ (いずれも情報公開制度)
参加	任意	任意

¹本制度を構築するタスクフォースとして、他の省庁も関与。

² 英国政府 気候変動・エネルギー省、UK Government Quality Assurance Scheme for Carbon Offsetting (Approval requirements and procedures for offset providers)
<http://www.defra.gov.uk/environment/climatechange/uk/carbonoffset/codeofpractice.htm>

³ フランス環境省、Charter for voluntary carbon offsetting(2008年3月3日公開、英語版)
<http://www.compensationco2.fr/servlet/getBin?name=744468E3B474AEB21B41705D8F7D880B1207930374547.pdf>

⁴ フランス制度におけるプロバイダーとは、クレジットの生成(プロジェクト実施者含む)、あるいは調達・管理を実施する事業者を指す。

⁵ 日本環境省によるオフセットの類型で言う、自己活動オフセット実施事業者を指す。

事項	英国	フランス
制度申請可能事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・オフセット商品・サービスを最終消費者（個人並びに事業者）に販売する企業・組織。 （オフセット・プロバイダー*） ・排出量の算定やクレジットの調達や無効化を、第三者であるオフセット・プロバイダーに委託している企業・組織。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オフセット・プロバイダー* ・オフセット実施企業・機関（自己活動オフセット実施企業）
	<p>*) オフセット・プロバイダーの定義： 英国の制度：顧客のオフセットのためにクレジットの調達・管理を実施する事業者のみでなく、事業者自ら排出量の算定やクレジットの調達や無効化を行い、オフセット商品・サービスを最終消費者に販売する事業者がすべて含まれる。 仏国の制度：顧客のオフセットのためにクレジットの調達・管理を行う事業者をさす。</p>	
対象クレジット	CER、ERU、EUA（フェーズ II） （VER は今後検討）	CER、ERU、および一定の基準を満たした京都クレジット以外のクレジット（VER）
審査機関	第三者認証機関（Approval Body） 政府より、民間事業者である AEA Energy & Environment が指定されている。	（特設）モニタリングオフィス（ADEME 他関連省庁、NGO 等により構成されている） ランダムに審査を行う。
認証の証明方法	品質マークの付与	CompensationCO2 のロゴの、ウェブサイトにおける使用を許可
審査の期間	年 1 回申請者自身が更新	— ⁶
初回申請費用	事業者の業態・規模ごとに異なる。	—
更新費用（年）	事業者の業態・規模ごとに異なる。	—
その他	特定の排出係数の追加：排出係数ごとに £1,000（約 14 万円）	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト情報等はウェブ上でプロバイダー、企業・機関自身がログインし随時更新できる ・上記掲載情報について、ウェブを通じて、一般の誰でも事業者やモニタリングオフィスに意見を呈することができる
オフセットの対象となる排出量の算定方法	Act on CO2（個人向け排出量算定ルール・計算ツールを提供）/DECC の排出係数（2008 年 2 月公開）を推奨	ADEME（Bilan Carbone）提供の排出係数の使用を推奨

⁶ 「該当情報なし」を意味する。

事項	英国	フランス
オフセットの対象となる活動範囲（バウンダリ）	製造過程のオフセットは未対象。商品使用・サービス利用における電力使用や燃料消費に伴う排出量のみが対象。	—
オフセット実施前の排出削減努力	消費者に対する情報提供項目のひとつとして、排出削減の重要性を説明し、具体的な削減方法を提示することを義務付け。	オフセットの定義等において、削減努力の重要性を説明。 プロバイダーは削減努力を優先的に実施する旨を宣誓する必要あり。 オフセット実施前の削減努力内容のウェブ公開を義務付け
消費者への情報提供の方法	DECC のウェブサイト上（Act on CO2）で認証済みオフセット商品・サービス販売事業者の、該当商品・サービス紹介ページ URL 一覧を公開 ⁷	ウェブサイト上(CompensationCO2 のウェブサイト上で、オフセット商品・サービス販売事業者紹介ページを公開。

その他、オーストラリアでは、中央政府の取組として、2001年に当時のAGO (Australian Greenhouse Office) 主導で温室効果ガス削減を目的に導入された Greenhouse Friendly Initiative がある。同制度は、現在は、2007年12月に設置された気候変動省 (Department of Climate Change) が管轄している。Greenhouse Friendly Initiative は政府主導の GHG 削減スキーム (Greenhouse Challenge Plus) の一部として運営が開始され、参加事業者は、Greenhouse Friendly Initiative の制度下では、政府がリストアップしている検証人及び、民間の環境コンサルタントである SMEC (the Snowy Mountain Engineering Corporation Australia Pty Ltd) による審査報告書をもとに、政府が環境にやさしい商品の認証及び排出削減・吸収量の承認を行っている⁸。排出削減・吸収量は参加事業者でなくとも購入できるが、当該排出削減・吸収量をもってオフセットした商品とし、それが環境にやさしい商品として認証された場合は、商品の販売事業者は既定の年間報告書を提出し、検証を受ける義務を負う。

しかし、規制に基づく排出量取引制度 (The Carbon Pollution Reduction Scheme) 導入にともない、Greenhouse Friendly Initiative は2010年をめどに活動を終息する予定となっている⁹。

⁷ <http://campaigns.direct.gov.uk/actonco2/home/features/offsetting.html>

⁸ Greenhouse Friendly Guidelines:

<http://www.climatechange.gov.au/greenhousefriendly/publications/gf-guidelines.html>

⁹ 同省は、規制に基づく排出量取引制度を焦点にしたカーボン・オフセット (よって日本環境省が制度構築を進めている自主的なオフセットは主ではない) に関する基準をパブリックコメントにかけ、2009年3月末現在意見募集を終了し、取りまとめ中となっている。

<http://www.climatechange.gov.au/resources/pubs/national-carbon-offset-standard-paper.pdf>